

# 売 扱 物 件 に つ い て

**売扱いの条件となりますので、必ずお読みください。**

## □ 契約の目的

売扱物件（以下「物件」と言います。）は、原則、都市計画法及び建築基準法上の用途地域の制限に従った用途を想定した売買契約とし、これを契約の目的とします。また、別途契約条件に用途指定がある場合は、前述の考え方と合わせてその条件も契約の目的とします。

## □ 地下埋設物について

- ・物件は原則、地歴調査による地下埋設物の存在の推定確認を行い、地下埋設物の存在が疑わしい物件については試掘等の調査を行っています。地下埋設物が存在する場合、物件調書に当該調査結果を記載しています。
- ・物件によっては、地中に自然石等が散見、あるいはまとまって存在する場合がありますが、自然石の撤去及び売買代金からの撤去費相当額の減額等について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・物件によっては、湧水が出る場合がありますが、湧水の処理及び売買代金から湧水処理費相当額の減額等について、横浜市（売主）は対応しません。

## □ 測量及び、境界立ち合い（筆界確認書）について

- ・物件は全て、物件調書に特段の記載のない限り、現況測量を行い、境界標の存在を確認しています。ただし、確定測量は行っていません。
  - ・現況測量の結果と、不動産登記記録及び図面（法務局備え付けの地積測量図、又は区画整理換地図等）を比較した結果、境界点間距離及び面積は、全て不動産登記規則第10条第4項の許容誤差の範囲内にあります。このため、隣接地権者との筆界確認書は、原則として取り交わしていません。

## □ 水害ハザードマップ等の情報について

- ・物件は全て、所在地若しくは物件が所在する町について、「横浜市行政地図情報提供システム」における「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」並びに「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害の情報を確認しています。本情報の記載がない（浸水想定区域外もしくは過去の災害履歴（浸水）の該当がない）物件についても、雨の降り方や土地利用の変化等により浸水被害を被る可能性がありますので御注意ください。
  - ・記載している地域防災拠点は「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」による情報です。
  - ・「横浜市の災害（過去の災害履歴）」による記載は、昭和50年から現在に至るまでの、物件が所在する町に生じた「大雨」により床上・床下等の「浸水」被害が起きた年度と累計の回数です。具体的な浸水箇所と被害の規模については不明です。なお、ごく最近に起きた大雨による浸水被害については含まれていない場合があります。また、大雨を原因とした浸水以外の被害については別途「横浜市の災害（過去の災害履歴）」を御確認ください。

## □ 一般事項について

- ・物件は全て、物件調書に特段の記載のない限り、現状での売買及び引渡しとなります。買受に当っては、物件調書を御覧のうえ、必ず事前に現地及び近隣状況を御確認ください。なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。

最低売却価格は、一般事項及び物件調書の内容を考慮して、算定しています。一般事項及び物件調書の内容については、売買代金からの減額等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

土地利用（建築含む）により課される、都市計画法、建築基準法、条例、その他の法令等の制限や条件について、及び土地利用（建築含む）により必要となる電気、水道等の供給処理施設の整備等について、横浜市（売主）は費用負担を含めて対応いたしません。

特に、個人が自宅等の建築を目的に入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。

- ・ 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等の工作物が設置されていますが、これらの工作物の補修、修繕、改修、撤去、再築造、安全対策等及びその費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。また、これらの工作物の図面等はありません。
- ・ 物件によっては、敷地内及び隣接地に傾斜地が含まれていたり、擁壁、地下車庫、直壁等（付帯する水抜き穴等を含む）の構造物が築造されていますが、経年劣化による影響については確認しておらず、ひび、破損、エフロレッセンス（石灰質の析出）及び亀裂等が見られる場合もあります。また、隣接地の水抜き穴から排水が流れ込んでいる場合があります。これら傾斜地や構造物の補修、修繕、改修、撤去、再築造、安全対策等及びその費用負担、その他隣接地権者等との協議について、横浜市（売主）は対応いたしません。また、擁壁や地下車庫等の構造物について、宅地造成時の構造図面及び構造計算書、その他の図面等はありませんので、建築行為等にあたっては、必要な手続の申請先である各審査機関等へお問合せください。
- ・ 崖（がけ）等による敷地の安全措置に関する制限や条件については、特に御注意ください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件及び隣接地の擁壁、直壁及びブロック塀、樹木等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。これら越境物の移設、撤去、再築造等及びその費用負担、その他隣接地権者等との協議等について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件によっては、上下水道設備及びガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認しておりません。これらの敷設設備の補修、修繕、改修、撤去、再築造、移設等及びその費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件の敷地内又は隣接地等に電柱、電線、ケーブル、ゴミ置き場、道路設置物（ガードレール等）及び道路標識（カーブミラー等を含む）等がある場合には、移設及び撤去の可否等の取扱いについて、設置者又は管理者等にお問合せください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 歩道の切下げ等の道路自費工事については、管理者にお問合せください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件の敷地内に、樹木、切り株及び雑草等がある場合、剪定、除去及び伐採等の費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。ごみ、ガラ及び碎石等の残置物除去についても同様です。
- ・ 土壤汚染については、物件調書に特段の記載のない限り、有害物質使用等の経過がないことを確認しています。
- ・ 地盤に関する調査は行っていません。地盤の改良や補強について、横浜市（売主）は対応いたしません。なお、参考に本市WEBページ「地盤View」にて物件周辺の情報を御確認いただけます。
- ・ 分筆・地積更正等の登記の可否に関する確認は行っておりません。

□ 各物件の詳細については、物件調書に記載しています。

## (主な項目の見方)

**所在地欄**には、物件の筆頭地番を記載しています。

**住居表示欄**には、物件が位置する地域に住居表示が実施されている場合、その街区番号までを記載しています。

**内訳、面積欄**の記載内容は次のとおりです。

「公簿面積」 不動産登記記録上の地積を記載しています。

「現況測量面積」 現況測量の地積を記載しています（18 ページ参照）。

「地積測量図面積」 法務局備え付けの地積測量図による地積を記載しています。

**道路と敷地の関係欄**には、物件に隣接している道路の方角及び道路幅員を記載しています。

## 法令に基づく制限欄

**都市計画法・建築基準法欄**には都市計画法・建築基準法に基づく制限について記載しています。制限の詳細については、本市WEBページ又は担当の窓口へお問合せください。

本市WEBページ「建築・宅地に関する一般相談・窓口案内」参照

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/annai/20150209162454.html>

- ・建築基準法第22条の規定による区域指定は横浜市一円です（昭和26年10月告示第132号）が、「防火地域」「準防火地域」では適用されません。
- ・日影による中高層の建築物の高さの制限（日影規制）は、建築基準法第56条の2第1項及び横浜市建築基準条例第4条の4により制限対象となる地域・区域を指定し、規制対象となる建築物及び規制時間を定めています。

**その他の制限欄**には、都市計画法・建築基準法以外の法令に基づく制限について記載しています。制限の詳細については、本市WEBページ又は所管課へお問合せください。

- ・宅地造成等規制法に定める宅地造成工事規制区域に位置する物件における切土・盛土等の宅地造成行為に当たっては、横浜市長の許可が必要となる場合があります。
- ・「周知の埋蔵文化財包蔵地」において、土木工事等を実施する場合は、事前に届出等を行う必要があります。埋蔵文化財包蔵地に該当する場合は、教育委員会事務局生涯学習文化財課（045-671-3284）と協議をお願いします。また、土木工事等の計画にあたっては、事前に必ず同課へお問合せください。
- ・緑化地域では、敷地面積 500 m<sup>2</sup>以上から緑化率の規制の対象となります。
- ・駐車場条例の附置義務区域において、一定の要件を満たす建築物を新築、増築又は用途変更する場合、駐車場の設置が義務付けられます。また、附置義務区域は、「駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域」と「周辺地区又は自動車ふくそう地区」の大きく2つに分けられ、設置台数等に関する基準は、各々異なります。なお、建築基準法の確認申請前に条例の届出が必要となります。

※ **法令に基づく制限欄**の事項は、横浜市まちづくり地図情報提供システム（iマッピー）を基に、区域・地域等に指定されているものを記載しております。詳細については、所管課へお問合せください。

また、物件の個別条件によっては建築協定・道路斜線制限等、建築基準法その他の法令等の定めにより、建ぺい率・容積率をはじめ、別途制限や条件が課される場合があります。その他に、建築計画の内容によっては、街づくり協議指針等により、別途制限が課される場合があります。

なお、都市計画決定内容は募集時点におけるものであり、将来変更される場合があります。

**私道の負担等に関する事項欄**には、私道の負担又はセットバック等の有無、その内容について記載しています。

**供給処理施設の状況欄**の記載内容は次のとおりです。

- ・それぞれの設置者及び管理者が保有する台帳等に基づいて記載していますが、現地の状況と一致していない場合があります。詳細につきましては、それぞれの設置者及び管理者へお問合せください。

- ・施設の種類

「有」 … 物件の敷地内に引込管やマス等が整備済みであることを示しています。ただし、引込管やマス等の劣化や、使用が可能であるか否かの調査は行っていません。経年劣化等により設備が現状のままで使用できない場合があります。

「可」 … 物件の前面道路に配管等が整備済であることを示しています。物件内への引き込みには別途工事が必要です。

「無」 … 前面道路に配管等がありません。

- ・整備、補修、再整備及びその費用負担等について、横浜市は対応いたしません。

**公共施設等欄**には、物件が属する区役所及び横浜市立の小・中学校の方角・距離を記載しています。(距離は目安です。)

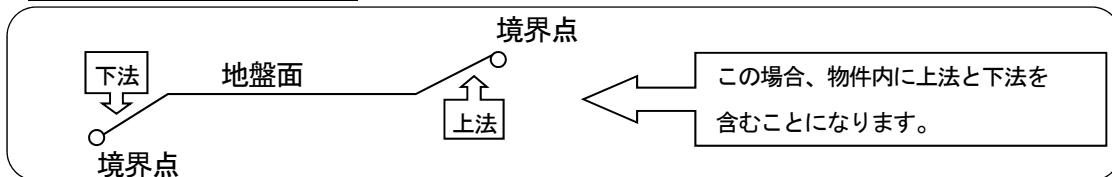
- ・横浜市立の小・中学校については、最短距離の学校ではなく、当該地の通学区域に指定されている学校を記載しています。
- ・通学区域は変更になる場合がありますので、その都度御確認ください。なお、小・中学校の記載については、教育委員会事務局WEBページの小中学校等・通学区域制度の情報を基にしております。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/gakumeiibo/tsugakukuiki/beppyou.html>

**留意事項欄**では、上記項目等の詳細、売払物件の状況、工作物・構造物、隣接地の状況及び売買契約の特記事項等、御留意いただきたい点について記載しております。

- ・物件内に法(のり)を含んでいる場合、物件の地盤面に対して下の部分を「下法(したのり)」、上の部分を「上法(うわのり)」と記載しています。

(上法、下法の位置関係)



**案内図**は、現地までの略図です。

**交通機関欄**の（道路距離）とは、直線距離ではなく、駅などの交通機関施設から物件まで道路に沿って測定した距離のことです。

- ・徒歩所要時間は、80mを1分として換算しています。
- ・公共交通機関は調査時点のものであり、変更されている場合があります。

**現況図**は、土地の面積・形状、境界標の点間距離、構造物及び工作物等の位置を図面に表した参考図です。

※なお、現地確認の際は、近隣の御迷惑にならないよう御配慮くださいますようお願いいたします。

# 物 件 調 書

物件番号 2834

最低売却価格

2,567万円

所在 地	横浜市泉区新橋町字神明谷1379番10						
住居 表 示	—						
内訳、面積	地 番		地 目	公 簿 面 積	現 態 測 量 面 積		
	1379番10		宅 地	166.67m <sup>2</sup>	—		
	合計(1筆)		※1	166.67m <sup>2</sup>	—		
道路と敷地の関係	北西側で幅員約6.5mの舗装市道に接道						
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域	市街化区域	用 途 地 域	第1種低層住居専用地域		
		建ぺい率	50%	容 積 率	80%		
		外壁後退距離	—	敷地面積最低限度	125m <sup>2</sup> 防火・準防火地域等 建築基準法第22条による区域		
	日影規制(軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間)						
私道の負担等に関する事項	景観計画(全市域)、緑化地域(都市緑地法)						
	宅地造成工事規制区域(宅地造成等規制法)						
負担等の有無		無	負担等の内容	—			
供給処理施設の状況	施設の種類		状 況		事 業 所 等		
	電 気	有	地上配線		東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001		
	上水道	可	前面道路配管150mm、宅内引込有※2		横浜市水道局給水工事受付センター045-489-3085		
	下水道	有	前面道路配管(汚水250mm、雨水500mm)、マス設置済(分流式)		横浜市泉区泉土木事務所 045-800-2532		
公共施設等	都市ガス		前面道路配管(低圧200mm)、宅内引込設置済(25mm)		東京ガス(株)お客様センター 0570-002211		
	泉区役所		横浜市立新橋小学校	横浜市立岡津中学校	横浜市立いずみ野中学校		
物件の南西約4.0km		物件の南西方 約0.9km		物件の南東方 約1.6km	物件の南西方 約2.2km		
留意事項	<b>本物件は現況での引渡しとなります。</b> 「売扱物件について」(P18)を事前に十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応しませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。						
	<b>※1 本物件は公簿面積により売却します。</b>						
	<b>※2 水道局の図面上では引込は確認できますが、敷設年が不明なため使用の可否、及び止水栓の確認ができていません。敷地内の一部に老朽管が残っている可能性があります。</b>						
	・本物件敷地は、道路と等高に接面する平坦地です。東端部は南北軸に鉄筋コンクリート造の擁壁が施工されていて、東側隣接地は本物件敷地より約4m低くなっています。その擁壁下には水路が流れています。なお、本物件敷地内には雨水処理のためのU字溝などの設置はありません。						
	・本物件は周辺一帯の宅地造成工事許可(許可年月日:平成2年8月9日、許可番号:第2規163号、検査済証交付年月日:平成4年8月20日)を得て造成された造成宅地ですが、検査済証交付日から20年以上を経過し、擁壁等に経年相応の劣化が認められます。擁壁等の補修・安全対策につきましては買主の責任と費用にて御対応ください。						
	・本物件の北西端部に東京電力・NTTの電柱及び支線が設置されています。また架線の一部が本物件上空を通過していますが、移設・撤去等の確認はしていません。						
	・南側隣接地は現況空地ですが、消防団器具置場(予定)となっており、騒音が発生する場合があります。						
	・本物件の前面道路沿いにゴミ置場が設置されています。移設、撤去等に関して、横浜市(売主)は対応いたしません。						
	・本物件の南西方約20mに「新橋神明谷第二公園」があります。児童等の歓声などが聞こえる場合があります。						
	・本物件の残置物等の撤去・移転等については横浜市(売主)は対応いたしません。						
<b>「売扱物件について」も必ず御確認ください。</b>							
本物件の売扱人(連絡先)		横浜市(財政局 ファシリティマネジメント推進課 045-671-2264)					

## 案 内 図

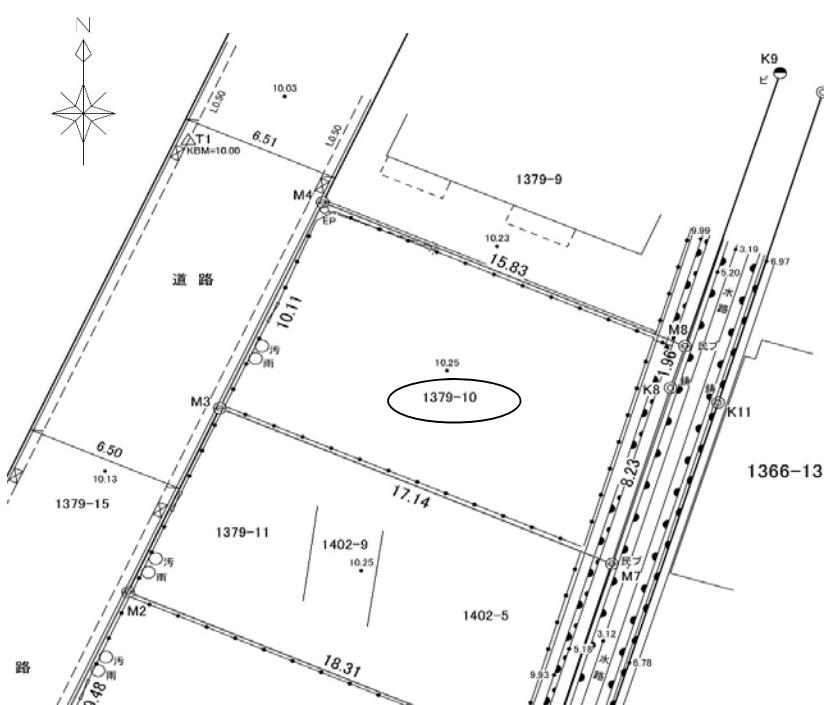


◎株式会社パスコ ◎ジオテクノロジーズ株式会社

交 通 機 関

相鉄いずみ野線「緑園都市」駅 徒歩17分

## 現 況 図



現況凡例	
● 10.00	標 高
○ 汚	汚水マンホール
○ 雨	雨水マンホール
EP ○ - - -	電力柱と支線
- - - L 0.50	L型側溝及び集水樹
— ▲ —	コンクリート擁壁(直壁)
— ■ —	ブロック塀・ブロック擁壁
— ● —	フェンス
□	扉

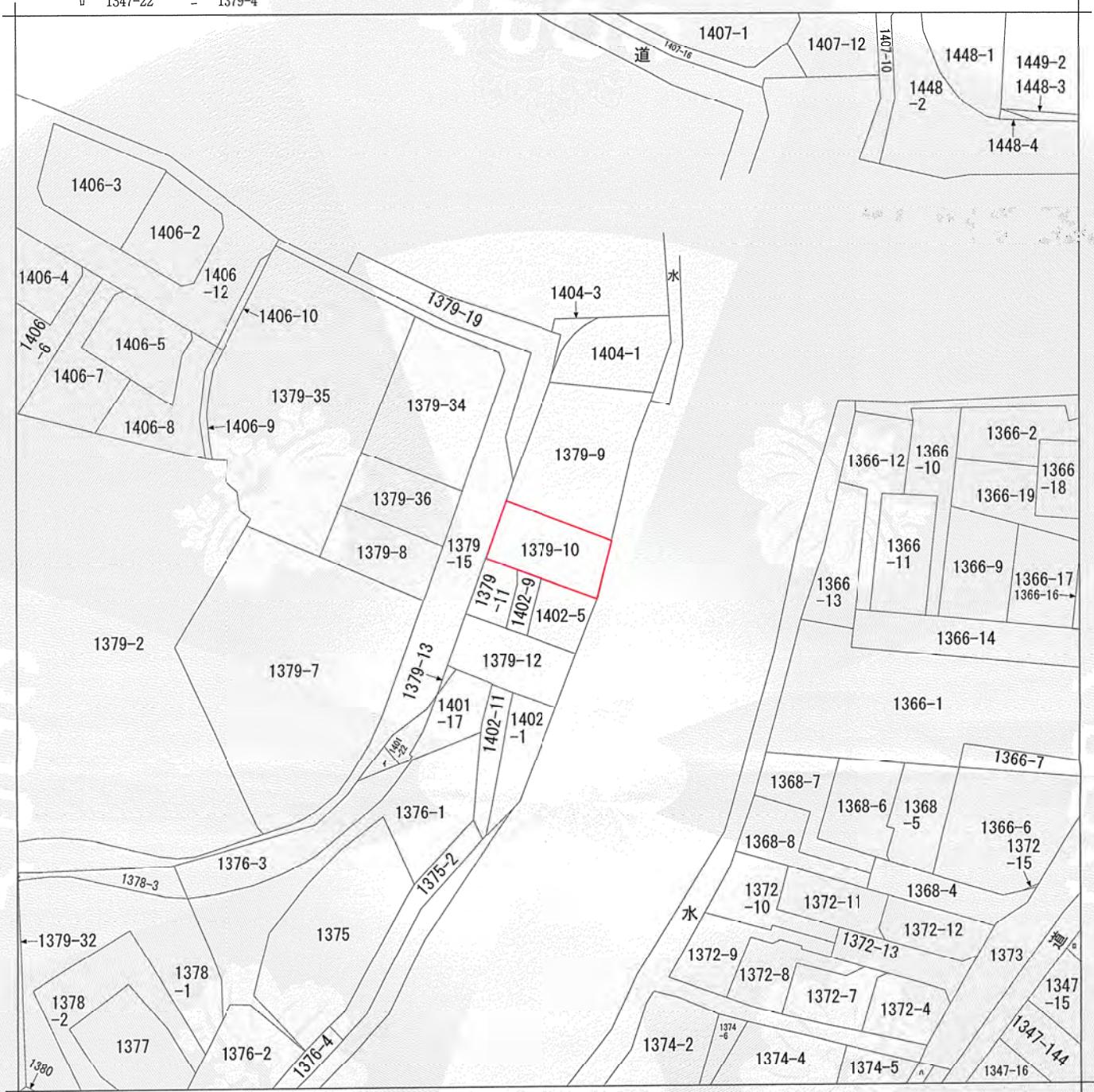
境 界 凡 例	
○ 鋸	市鋸物杭
◎ 鋸	民コンクリート杭
◎ 民ブ	民プレート

## 物件番号2834：泉区新橋町字神明谷1379番10



## 物件番号2834：泉区新橋町字神明谷1379番10



イ 1401-18  
ロ 1347-22ハ 1374-3  
ニ 1379-4

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求分	所在	横浜市泉区新橋町字神明谷				地番	1379番10
出力尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類 旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日 (原図)			補記事項	方位不明

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方法務局戸塚出張所管轄)

令和6年4月2日

横浜地方法務局

請求番号 : 23-3

登記官

(1/1)

公用

表題部 (土地の表示)			調製	平成6年6月23日	不動産番号	0208000248180
地図番号	余白	筆界特定	余白			
所 在	横浜市泉区新橋町字神明谷			余白		
① 地 番	②地 目	③ 地 積 m <sup>2</sup>			原因及びその日付 [登記の日付]	
1379番10	宅地	30		78	1379番2から分筆 [平成4年3月24日]	
余白	余白	余白			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年6月23日	
余白	余白	166		67	③1402番4、1402番8を合筆 [令和5年11月15日]	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成4年8月14日 第23197号	原因 平成4年8月14日売買 所有者 横浜市 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年6月23日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(横浜地方法務局戸塚出張所管轄)

令和6年4月2日

横浜地方法務局

登記官

\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K52221 (3/7)

1/1

公用

登記年月日：平成4年3月24日

令和5年5月29日

横浜地方法務局

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

登記官

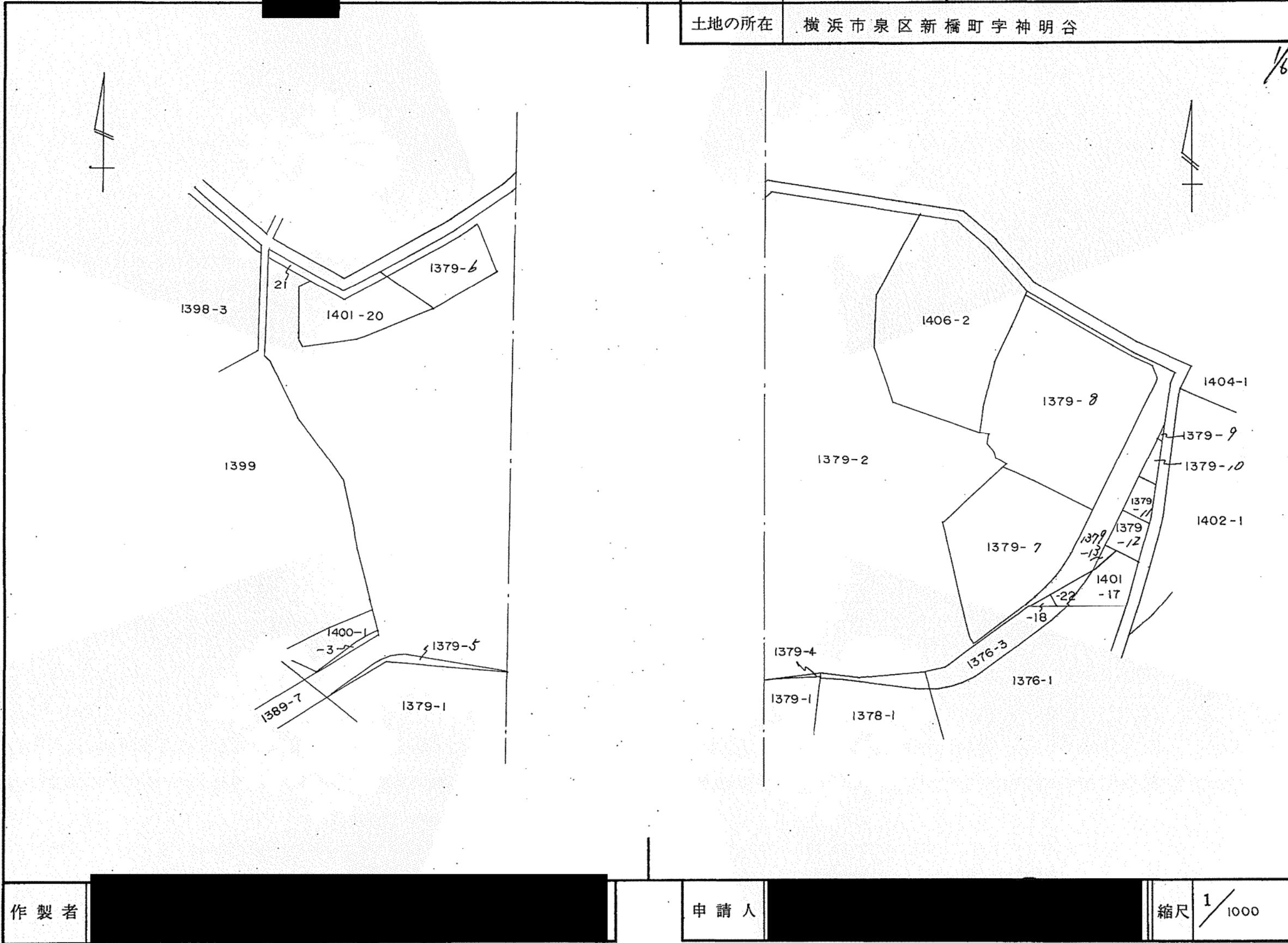
526353

前1379-2 後・新1379-2,-1,-6~13

土地所在図 地積測量図

地番 1379-5 ~ -13,-2

土地の所在 横浜市泉区新橋町字神明谷



(日調連10)

作製者

申請人

縮尺 1/1000

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

登記年月日：平成4年3月24日

令和5年5月29日

(横浜地方法務局戸塚出張所管轄)

登記官

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

526358

地番 1379-5-10-2

## 地積測量図

土地の所在 横浜市泉区新橋町字神明谷

チバン ; ① 1379-9

2コウ	テイツン	タカサ	セキ
1	4.88 X	1.39	= 6.7832
コウケイ			6.7832
1/2			3.3916 m <sup>2</sup>

チバン ② 1379-10

2コウ	テイツン	タカサ	セキ
1	10.22 X	1.44	= 14.7168
2	10.60 X	4.42	= 46.8520
コウケイ			61.5688
1/2			30.7844 m <sup>2</sup>

チバン ; ③ 1379-11

2コウ	テイツン	タカサ	セキ
1	10.15 X	4.12	= 41.8180
2	10.15 X	5.50	= 55.8250
3	7.27 X	1.56	= 11.3412
コウケイ			108.9842
1/2			54.4921 m <sup>2</sup>

チバン ; ④ 1379-12

2コウ	テイツン	タカサ	セキ
1	10.48 X	6.57	= 68.8536
2	10.48 X	5.59	= 58.5832
3	9.88 X	2.68	= 26.4784
コウケイ			153.9152
1/2			76.9576 m <sup>2</sup>

チバン ; ⑤ 1379-13

2コウ	テイツン	タカサ	セキ
1	5.35 X	2.38	= 12.7330
2	7.10 X	0.99	= 7.0290
3	2.55 X	0.31	= 0.7905
コウケイ			20.5525
1/2			10.27625 m <sup>2</sup>

① 1379-2 11970.4037 - 2690.5114 = 9279.8923

(日調連9)

作製者

境界点	境界標の種類
①	市民石
②	鐵鑄
③	記号
④	刻
⑤	木杭

申請人

縮尺 1/250

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

公用

登記年月日：平成4年3月24日

令和5年5月29日

横浜地方法務局

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

登記官

526452 [REDACTED]

地番 1402-1'3~6

前 1402-1 後・新同一・新 1402-1, -4~6, 1379-9

土地所在図 地積測量図

土地の所在 横浜市泉区新橋町字神明谷

13

1379-2

1404-1

1402-3

1402-4

1402-5

1402-6

1401-17

1376-1

1402-1

木

木

4  
3  
24

(日加納)

(日調連10)

作製者

申請人

縮尺 1/500

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

公用

登記年月日：平成4年3月24日

令和5年5月29日

(横浜地方法務局戸塚出張所管轄)

登記官

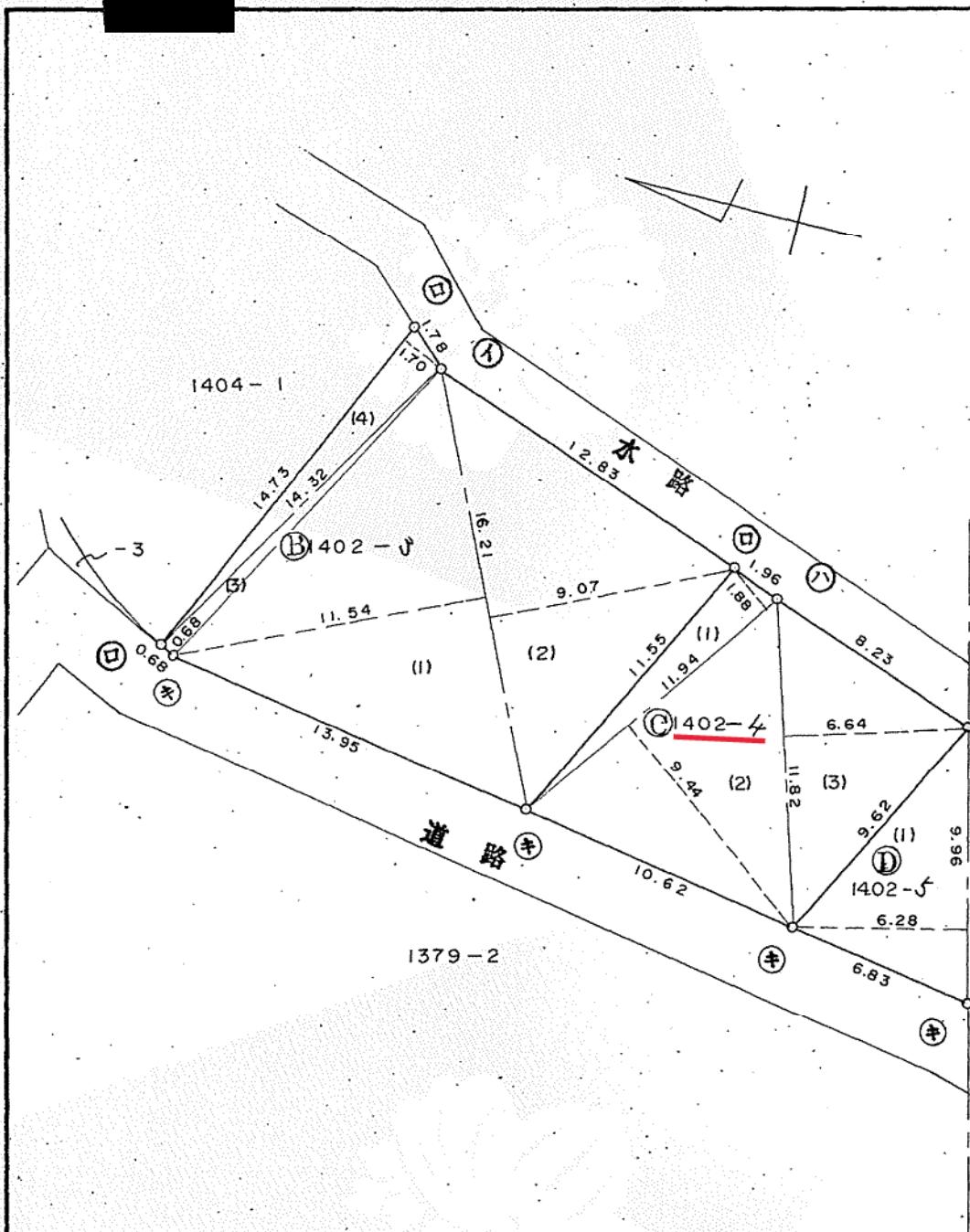
(日調連9)

526453

地番 1402-~~53~~~6

## 地積測量図

土地の所在 横浜市泉区新橋町字神明谷



境界点 境界標の種類	
④	市 石
⑤	民 石
⑥	銅 銀
⑦	銅 銀
⑧	記 号
⑨	刻
⑩	木 杖

境界点 境界標の種類	
①	市 石
②	民 石
③	銅 銀
④	銅 銀
⑤	記 号
⑥	刻
⑦	木 杖

作製者

申請人

縮尺 1/250

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

公用

登記年月日：平成4年3月24日

令和5年5月29日

(横浜地方法務局戸塚出張所管轄)

登記官

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

526454

前

後・新同・新

地番 1402-13-6

土地の所在 横浜市泉区新橋町字神明谷

## 地積測量図

チバン ;③ 1402-3  
 フコウ テイハン 外サ セキ  
 1 16.21 X 11.54 = 187.0634  
 2 16.21 X 9.07 = 147.0247  
 3 14.32 X 0.68 = 9.7376  
 4 14.73 X 1.70 = 25.0410  
 コウケイ 358.8667  
 1/2 184.43335 m<sup>2</sup>

チバン ;④ 1402-4  
 フコウ テイハン 外サ セキ  
 1 11.94 X 1.88 = 22.4472  
 2 11.94 X 9.44 = 112.7136  
 3 11.82 X 6.64 = 78.4848  
 コウケイ 213.6456  
 1/2 106.8228 m<sup>2</sup>

チバン ;⑤ 1402-5  
 フコウ テイハン 外サ セキ  
 1 9.96 X 6.28 = 62.5488  
 2 9.96 X 7.60 = 75.6960  
 3 9.07 X 2.29 = 20.7703  
 コウケイ 159.0151  
 1/2 79.50755 m<sup>2</sup>

チバン ;⑥ 1402-6  
 フコウ テイハン 外サ セキ  
 1 11.52 X 6.79 = 78.2208  
 2 11.52 X 6.39 = 73.6128  
 コウケイ 151.8336  
 1/2 75.9168 m<sup>2</sup>

$$Ⓐ 1402-1. 546.4015 - 446.6805 = 99.7210$$

作製者

申請人

縮尺 1/250

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

公用

登記年月日：平成5年6月4日

令和5年5月29日

(横浜地方法務局戸塚出張所管轄)

登記官

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

526455

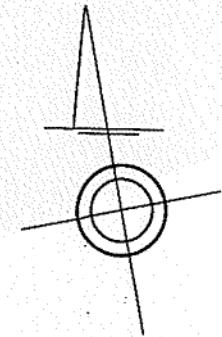
前 1402-8 後・新同一・新

土地所在図

地番 1402-8

土地の所在 横浜市泉区新橋町字神明谷

1402-3  
-9  
申請土地  
1402-8  
1379-10  
1379-11  
1402-4  
1402-5



(日調連  
10)

作製者

申請人

縮尺 1/500

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

請求番号：21-4

(1/2)

5-6-4

(日加納)

公用

登記年月日：平成5年6月4日

令和5年5月29日

横浜地方法務局

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方法務局戸塚出張所管轄)

登記官

526456

前 1402-8 後・新同一・新

# 地積測量図

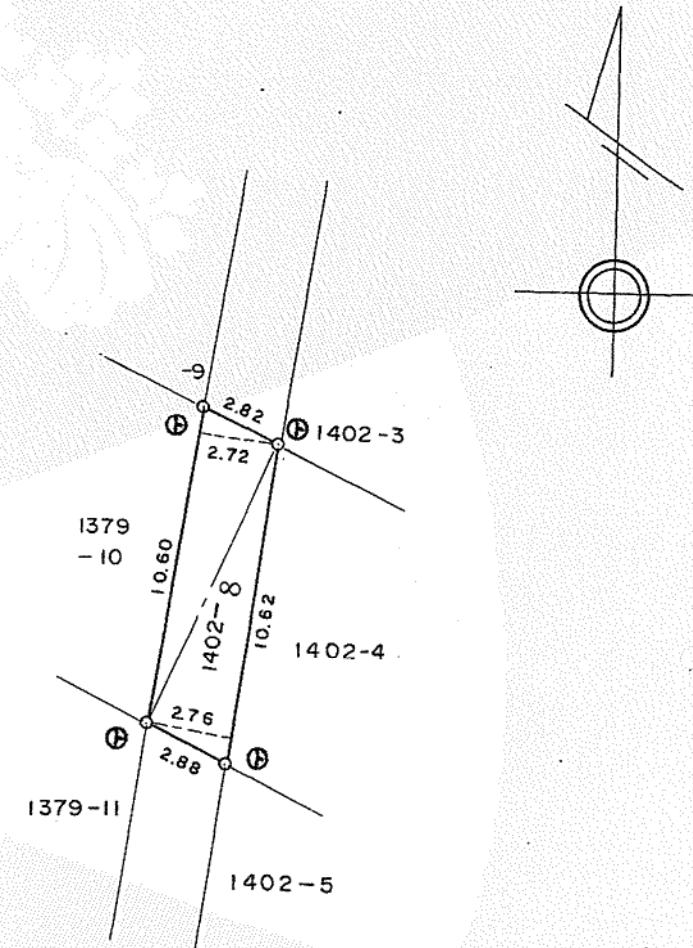
地番

1402-8

土地の所在

横浜市泉区新橋町字神明谷

チバン : 1402-8	
1	2コウ2 テイハツ X
1	10.62 X
2	10.60 X
	2.76 = 29.3112
	2.72 = 28.8320
	コウケイ 58.1432
1/2	29.0716



境界点 境界標の種類	
①	市 石
②	民 石
③	鉄 鋼
④	記 号
⑤	刻 紙
⑥	木 柵

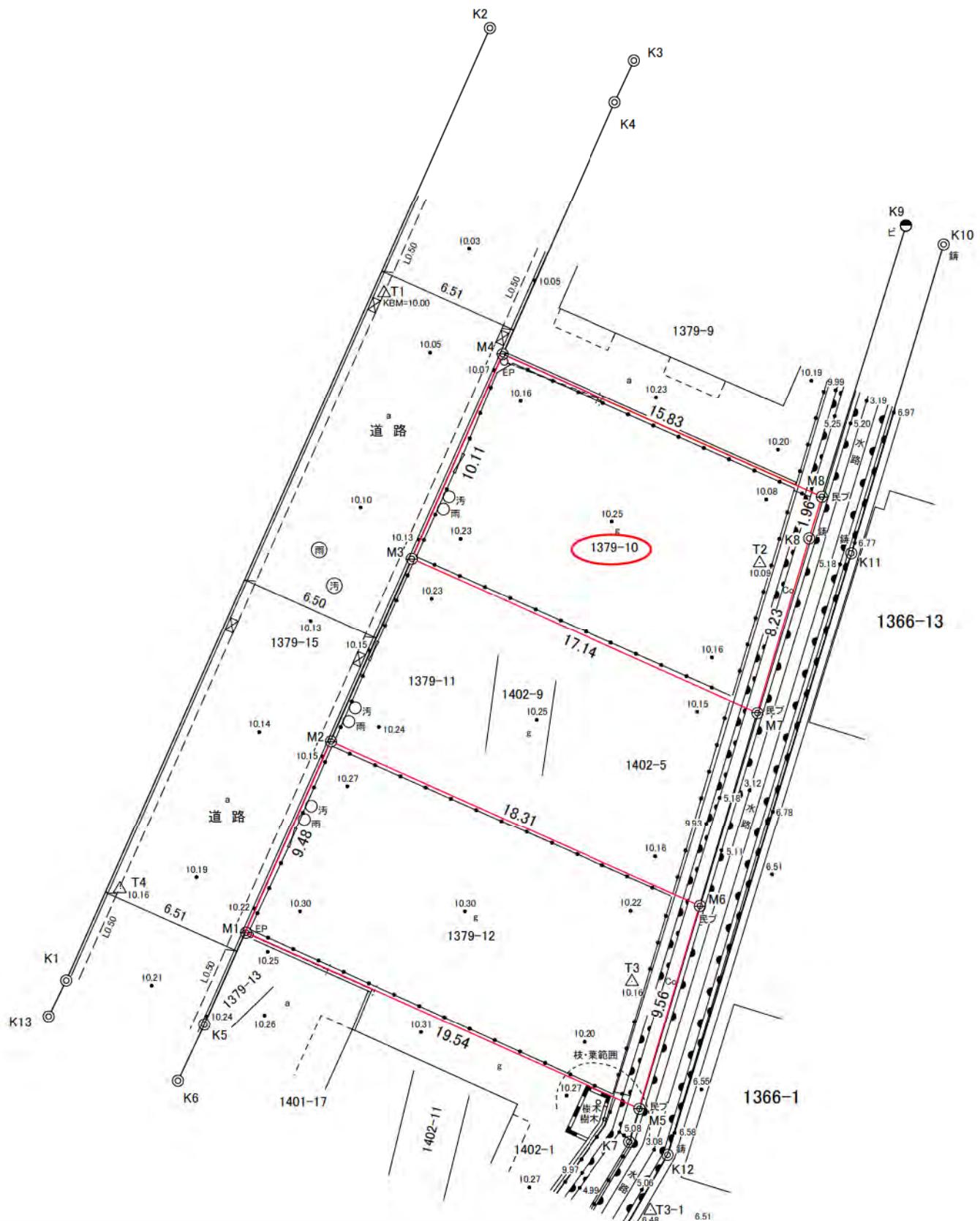
5  
6  
4  
(日加納)

作製者

申請人

縮尺 1/250

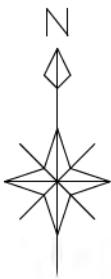
(日本土地家屋調査士会連合会用紙)



境界凡例	
◎ 鎌	市鎌物杭
◎ 民コンクリート杭	
◎ 民プレート	
●	計算点

現況凡例	
△	基準点
● 10.00	標高
○ 汚	汚水マンホール
○ 雨	雨水マンホール
EP ○ - - -	電力柱と支線
a	アスファルト舗装
Co	コンクリート舗装
g	土・砂利
- - - L 0.50	L型側溝及び集水溝
- - - - -	コンクリート擁壁(直壁)
- - - - -	ブロック塀・ブロック擁壁
- - - - -	フェンス
□	扉

所在	泉区新橋町字神明谷1379番10、1379番12		
図面名	現況平面図		
物件番号	物件No5	縮尺	1/250
作成年月日	令和5年12月29日		
計画機関	横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課		



座標求積表

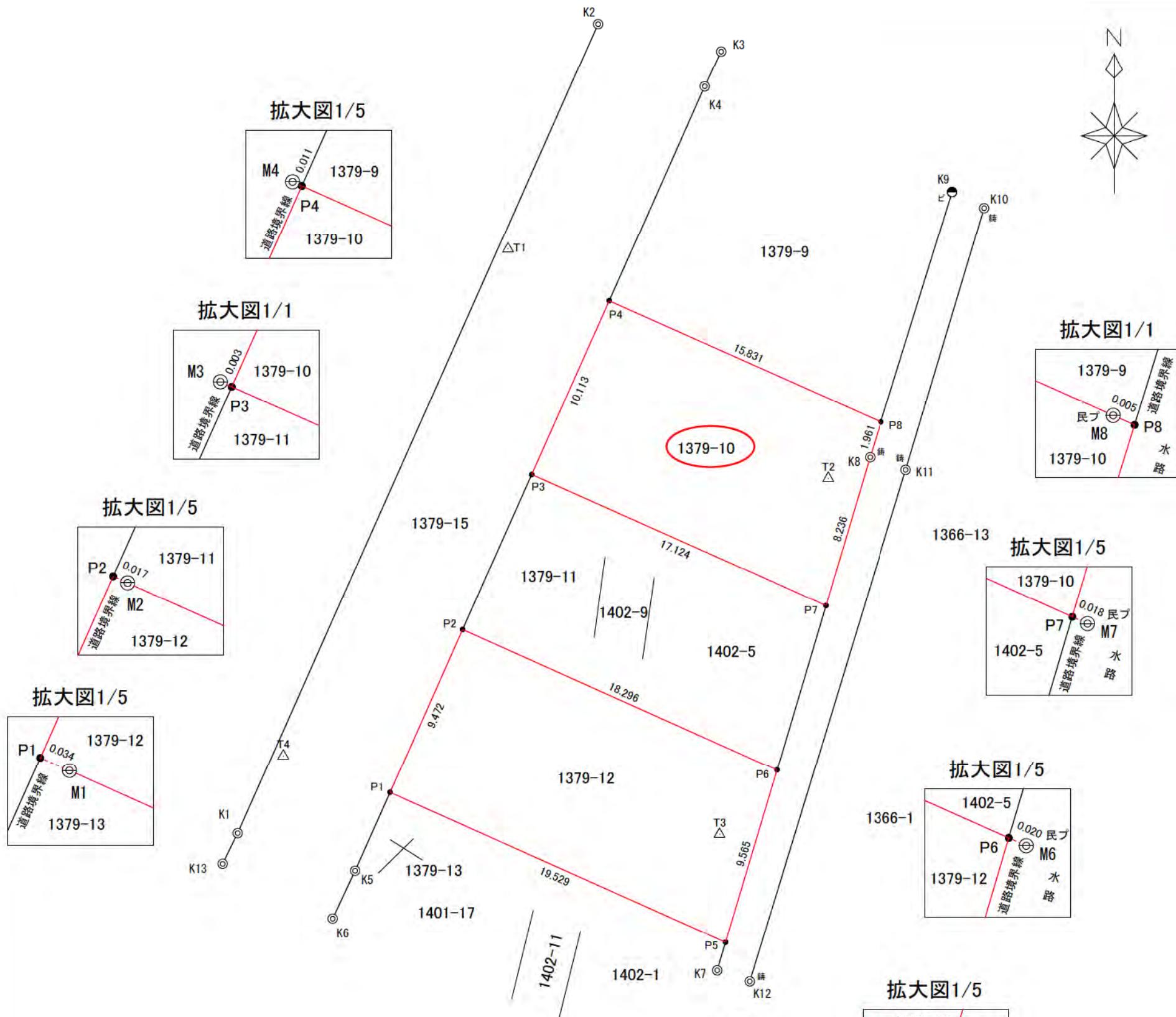
地番	1379-10			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn*(Yn+1-Yn-1)
P4	497.242	305.373	-18.576	-9236.767392
P3	488.004	301.257	11.525	5624.246100
P7	481.033	316.898	17.995	8656.188835
K8	488.925	319.252	2.935	1434.994875
P8	490.798	319.833	-13.879	-6811.785442
			合計	-333.123024
			合計面積	166.5615120
			地積	166.56 m <sup>2</sup>

地番	1379-12			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn*(Yn+1-Yn-1)
P2	479.760	297.585	-20.564	-9865.784640
P1	471.108	293.730	13.975	6583.734300
P5	463.140	311.560	20.564	9524.010960
P6	472.306	314.294	-13.975	-6600.476350
			合計	-358.515730
			合計面積	179.2578650
			地積	179.25 m <sup>2</sup>

総合計面積 345.8193770 m<sup>2</sup>

境界凡例	
○	市コンクリート杭
○鑄	市鑄物杭
●ビ	市鉢
○民	民コンクリート杭
○民ブ	民プレート
●	計算点

所 在	泉区新橋町字神明谷1379番10、1379番12		
図面名	用地実測図		
物件番号	物件No5	縮 尺	1/250
作成年月日	令和5年12月24日		
計画機関	横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課		



# 物件番号2834（洪水/鶴見川等最大規模）

## わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）



### （凡例）

#### 【洪水】浸水想定区域（想定最大規模および計画規模）

0 < 浸水深 (m) < 0.5m	0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m	3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m
5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m	10.0 ≤ 浸水深 (m) < 20.0m	

浸水想定区域が重複する地域（より深い浸水深を表示）

#### 【内水】浸水想定区域（想定最大規模）

0 ≤ 浸水深 (m) < 0.02m	0.02 ≤ 浸水深 (m) < 0.2m	0.2 ≤ 浸水深 (m) < 0.5m
0.5 ≤ 浸水深 (m) < 1.0m	1.0 ≤ 浸水深 (m) < 2.0m	2.0 ≤ 浸水深 (m)

#### 【高潮】浸水想定区域

0 < 浸水深 (m) < 0.5m	0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m	3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m
5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m	10.0 ≤ 浸水深 (m) < 20.0m	20.0 ≤ 浸水深 (m)

#### 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）
土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）

#### 緊急時給水マップ

緊急給水栓 耐震給水栓

災害用地下給水タンク

配水池 配水槽

#### その他

地域防災拠点	地域防災拠点区割	広域避難場所
公園	災害用井戸協力の家	公衆トイレ
災害用ハマツコトイレ	緊急輸送路	消防団器具置き場
防火水槽	帰宅困難者一時滞在施設	鉄道
避難に適する道路	大災害時でも通れる可能性が高い広い道路（概ね幅1.2m以上）	
避難に適さない道路	避難や救助活動等が困難となる可能性のある狭い道路（4m以下）	



下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

#### 地域防災拠点区割

新橋小学校

#### 注意：

地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。

【土砂災害警戒区域等】については令和5年8月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。



## (凡例)

## 【洪水】浸水想定区域（想定最大規模および計画規模）

0 < 浸水深 (m) < 0.5m	0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m	3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m
5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m	10.0 ≤ 浸水深 (m) < 20.0m	

浸水想定区域が重複する地域（より深い浸水深を表示）

## 【内水】浸水想定区域（想定最大規模）

0 ≤ 浸水深 (m) < 0.02m	0.02 ≤ 浸水深 (m) < 0.2m	0.2 ≤ 浸水深 (m) < 0.5m
0.5 ≤ 浸水深 (m) < 1.0m	1.0 ≤ 浸水深 (m) < 2.0m	2.0 ≤ 浸水深 (m)

## 【高潮】浸水想定区域

0 < 浸水深 (m) < 0.5m	0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m	3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m
5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m	10.0 ≤ 浸水深 (m) < 20.0m	20.0 ≤ 浸水深 (m)

## 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）
土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）

## 緊急時給水マップ®

緊急給水栓	耐震給水栓
災害用地下給水タンク	
配水池	配水槽

## その他

地域防災拠点	地域防災拠点区割	広域避難場所
公園	災害用井戸協力の家	公衆トイレ
災害用ハマツコトイレ	緊急輸送路	消防団器具置き場
防火水槽	帰宅困難者一時滞在施設	鉄道
避難に適する道路		
大災害時でも通れる可能性が高い広い道路（概ね幅1.2m以上）		
避難に適さない道路		
避難や救助活動等が困難となる可能性のある狭い道路（4m以下）		

下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

## 地域防災拠点区割

新橋小学校

## 注意：

地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。

【土砂災害警戒区域等】については令和5年8月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。

## わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）



## (凡例)

## 【洪水】浸水想定区域（想定最大規模および計画規模）

0 < 浸水深 (m) < 0.5m	0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m	3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m
5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m		10.0 ≤ 浸水深 (m) < 20.0m

浸水想定区域が重複する地域（より深い浸水深を表示）

## 【内水】浸水想定区域（想定最大規模）

0 ≤ 浸水深 (m) < 0.02m	0.02 ≤ 浸水深 (m) < 0.2m	0.2 ≤ 浸水深 (m) < 0.5m
0.5 ≤ 浸水深 (m) < 1.0m	1.0 ≤ 浸水深 (m) < 2.0m	2.0 ≤ 浸水深 (m)

## 【高潮】浸水想定区域

0 < 浸水深 (m) < 0.5m	0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m	3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m
5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m	10.0 ≤ 浸水深 (m) < 20.0m	20.0 ≤ 浸水深 (m)

## 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

- 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）
- 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）

## 緊急時給水マップ

- |  |            |  |       |
|--|------------|--|-------|
|  | 緊急給水栓      |  | 耐震給水栓 |
|  | 災害用地下給水タンク |  |       |
|  | 配水池        |  | 配水槽   |

## その他

- |  |   |  |             |
|--|---|--|-------------|
|  | 地域防災拠点                                      |  | 広域避難場所      |
|  | 公園  |  | 災害用井戸協力の家   |
|  | 災害用ハマツコトイレ                                  |  | 緊急輸送路       |
|  | 防火水槽  |  | 帰宅困難者一時滞在施設 |
|  | 避難に適する道路<br>大災害時でも通れる可能性が高い広い道路（概ね幅1.2m以上）  |  | 鉄道          |
|  | 避難に適さない道路<br>避難や救助活動等が困難となる可能性のある狭い道路（4m以下） |  |             |

下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

## 地域防災拠点区割

新橋小学校

## 注意：

地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。

【土砂災害警戒区域等】については令和5年8月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。

## わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）



## (凡例)

## 【洪水】浸水想定区域（想定最大規模および計画規模）

	0 < 浸水深 (m) < 0.5m		0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m		3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m
	5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m		10.0 ≤ 浸水深 (m) < 20.0m		

浸水想定区域が重複する地域（より深い浸水深を表示）

## 【内水】浸水想定区域（想定最大規模）

	0 ≤ 浸水深 (m) < 0.02m		0.02 ≤ 浸水深 (m) < 0.2m		0.2 ≤ 浸水深 (m) < 0.5m
	0.5 ≤ 浸水深 (m) < 1.0m		1.0 ≤ 浸水深 (m) < 2.0m		2.0 ≤ 浸水深 (m)

## 【高潮】浸水想定区域

	0 < 浸水深 (m) < 0.5m		0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m		3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m
	5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m		10.0 ≤ 浸水深 (m) < 20.0m		20.0 ≤ 浸水深 (m)

## 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

- 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）
- 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）

## 緊急時給水マップ

- |  |            |  |       |
|--|------------|--|-------|
|  | 緊急給水栓      |  | 耐震給水栓 |
|  | 災害用地下給水タンク |  |       |
|  | 配水池        |  | 配水槽   |

## その他

- |  |   |  |             |  |          |
|--|---|--|-------------|--|----------|
|  | 地域防災拠点                                      |  | 地域防災拠点区割    |  | 広域避難場所   |
|  | 公園  |  | 災害用井戸協力の家   |  | 公衆トイレ    |
|  | 災害用ハマツコトイレ                                  |  | 緊急輸送路       |  | 消防団器具置き場 |
|  | 防火水槽  |  | 帰宅困難者一時滞在施設 |  | 鉄道       |
|  | 避難に適する道路<br>大災害時でも通れる可能性が高い広い道路（概ね幅1.2m以上）  |  |             |  |          |
|  | 避難に適さない道路<br>避難や救助活動等が困難となる可能性のある狭い道路（4m以下） |  |             |  |          |



下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

## 地域防災拠点区割

新橋小学校

## 注意：

地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。

【土砂災害警戒区域等】については令和5年8月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。

所在地

横浜市泉区新橋町字神明谷 1379番10

物件番号2834

## 参考写真

最新の状況ではありませんので、現地は必ず御確認ください。



## 参考写真

最新の状況ではありませんので、現地は必ず御確認ください。

